

**鳥取県告示第687号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を立てる予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成21年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の計画書の案及び計画図の案

2 縦覧に供する期間

平成21年11月13日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業総室、西部総合事務所農林局及び日野総合事務所農林局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）